

諮問日：令和2年11月13日（令和2年度（情）諮問第12号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（情）答申第38号）

件名：名古屋地方裁判所における特定の事務官の懲戒処分書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判所事務官（特定年月日懲戒免職）に対する懲戒処分書，処分説明書及び被処分者の受領書（以下，併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，名古屋地方裁判所長が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，名古屋地方裁判所長が令和2年10月12日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

懲戒免職された裁判所職員の氏名は不開示情報に該当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は，特定の職員に係る懲戒処分書，処分説明書及び被処分者の受領書であるところ，当該文書の存否を明らかにすると，当該職員の懲戒処分の有無という個人に関する情報が公になる。この情報は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当する。

苦情申出人は，懲戒免職とされた裁判所職員の氏名は不開示情報に該当しない旨主張する。しかし，裁判所における懲戒処分の公表指針においては，事案

の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表することとしており、苦情申出人が主張するように懲戒免職とされた裁判所職員の氏名を公表する一般的な扱いとはなっていない。したがって、懲戒免職とされた裁判所職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらず、同号ただし書イに相当しない。また、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書ロに相当する事情も認められない。

よって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、職員の氏名並びに懲戒処分の年月日及び種類を特定した上で、当該職員に係る懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の職員が特定の年月日に特定の懲戒処分を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になると認められ、本件存否情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

苦情申出人は、懲戒免職された裁判所職員の氏名は不開示情報に該当しない旨主張する。しかしながら、当委員会庶務を通じ、裁判所ウェブサイトに掲載

されている「裁判所における懲戒処分の公表指針」を確認した結果によれば、
「3. 公表内容」として、「事案の概要，処分量定及び処分年月日並びに所属，
役職段階等の被処分者の属性に関する情報を，個人が識別されない内容のもの
とすることを基本として公表する。」と定めていることが認められる。このこ
とからすれば，裁判所において，懲戒免職処分を受けた裁判所職員の氏名を公
表することが一般的な取扱いとなっているとは認められず，本件存否情報につ
いて，慣行として公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）
に当たるとはいえない。

そのほか，本件存否情報について，法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情
報に相当する事情も認められない。

したがって，本件開示申出文書については，その存否を答えるだけで法5条
1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで
法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認め
られるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子